一般電気事業供給約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

平成 27 年 12 月 1 日

中国電力株式会社

一般電気事業供給約款料金算定規則事業者設定基準届出書

客 営 計 第 33 号
平成 27 年 12 月 1 日

経 済 産 業 大 臣　　林　幹雄　殿

広島市中区小町 4 番 33 号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 苅 田 知 英

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により，別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

（別　表）

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第２０条の２第８項	特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準

（別　紙）

特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準
［第２０条の２第８項関係］

第２０条の２第７項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

料金率は，低圧需要の特定変動可変費に準拠し，使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については，電気の使用形態を勘案し設定する。